

MURAMATSU

Management Express

発行元：村松商工会／経営支援室
〒959-1705 新潟県五泉市村松乙2 4 5
TEL:0250-58-2201 FAX:0250-58-8409
E-mail:mms2201@blue.ocn.ne.jp
URL https://www.muramatsu-net.or.jp

スマホをかざして
最新情報チェック



【村松商工会HP】

【むらまつ商売繁盛.com】



今月のトピックス

経営：新春経済講演会の開催
経営：商業部会主催販売促進セミナーの開催
経営：女性部主催IT活用セミナーの開催
税務：源泉所得税に係る年末調整指導会の開催
情報：その他金融・税務・労務情報等



主催：村松商工会 新春経済講演会

2022年の県内経済の見通しと今後の中小企業経営 コロナ禍における県内企業の最新取り組み事例とは！？

～「2022年の経済展望」～

村松商工会では、2022年を迎えるに当たり、コロナ禍による消費者動向の変化や消費の減退等、今後の中小企業を取り巻く様々な環境変化に対応し、**現在の危機を乗り越える指針を得ることを目的に、新春経済講演会**を開催します。

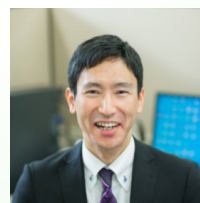
当日は、県内企業の最新取組事例を交えて、**今後のマーケティング戦略や情報化対応策**などをわかりやすく解説いただきます。この機会に是非ともご聴講下さい！！

なお、**「賀詞交歓会(懇親会)」を中止とすることから、そのかわりとして、講演会に参加された会員の皆様に「折箱」をお持ち帰りいただきます。(負担金なし)**

講演会の詳細については、右記概要や別途送付しております「新春経済講演会」案内チラシをご覧の上、お電話又はFAX等でお申込み下さるようお願い申し上げます。

●講師：第四北越リサーチ&コンサルティング(株)

江口 知章 (えぐち ともあき) 氏



<講師プロフィール>

第四北越リサーチ&コンサルティング(株)のリサーチ事業部長。県内各地の観光活性化や、各地の中小企業の経営革新支援に尽力した経験から、経済・経営・情報化等の分野に精通したコンサルタントとして活躍している。

●日時：令和4年1月18日(火)

14:00 ～ 15:30

●会場：村松商工会館 2階大会議室

●申込：令和4年1月12日(木)までにお申込みください。 (TEL.0250-58-2201 FAX.0250-58-8409)



商業部会主催 経営講演会<販売促進セミナー>

ドローンを用いた情報発信！ 空撮映像を活用した最新の企業PR手法とは！？



新潟県内においても、**ドローンを用いた空撮映像による企業プロモーション**が活発化しています。

商工会では、上記の環境変化に対応し、**最新の企業プロモーション手法を学ぶ**ことを目的として、販売促進セミナーを開催します。

当日は**実際の空撮映像の視聴**に加え、**会場内でドローン飛行のデモンストレーション**を行うなど、最新の企業プロモーション手法をわかりやすく体験することが可能です。

業種問わずどなたでもご参加いただけます。この機会にぜひお申し込みください！！

◆日時：令和4年1月13日(木) 14:00～15:30

◆会場：村松商工会館 2階大会議室

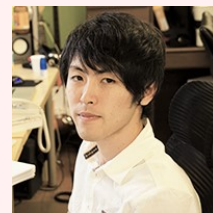
◆講師：ミリヤム新潟 丸山 稔智 (まるやま としのり) 氏

◆申込：令和4年1月18日(木)までにお申込みください。 (TEL.0250-58-2201 FAX.0250-58-8409)

女性部主催 経営講演会<IT活用セミナー>

技術で“人”と“想い”を繋ぐ～ WEBサービスを活用した企業の魅力発信のポイント！

新潟県産の逸品に特化したお取り寄せ・ギフト通販サイト「**新潟直送計画**」の運営や、新潟市内の商業施設「**DEKKY401**」内にオープンした**産直セレクトショップ「KITAMAE」**の運営を手掛ける(株)クーネルワークの坂井氏が村松商工会に來会！



「**新潟直送計画**」での取組事例から、インターネット上で自社商品の**魅力発信のポイント**や、**コロナ禍において“敢えて”ネットショップから実店舗出店に踏み切った理由**、今後のブランド展開等をお話しします。

この機会にぜひお申込み下さい！！

◆日時：令和4年2月22日(火) 14:00～15:30

◆会場：村松商工会館 2階大会議室

◆講師：(株)クーネルワーク

取締役 坂井 俊 (さかい しゅん) 氏

◆申込：令和4年2月15日(火)までにお申込みください。 (TEL.0250-58-2201 FAX.0250-58-8409)

令和3年分源泉所得税に係る
「年末調整指導会」開催

源泉所得税の年末調整事務に関する個別指導会を下記の日程により開催します。



商工会へ源泉税納付事務や記帳・決算・申告事務等を委託している方及び指導を受けている方は、賃金台帳や各種所得控除証明書等の必要書類をご用意の上、期間中に商工会へお越しください。

◆日程：1月4日(火)・5日(水)・6日(木)・7日(金)

時間は各日とも**9:00～16:30**まで

◆納付期限：令和4年1月11日(火)

(納期特例適用者の場合は令和4年**1月20日(木)**)

※期限までに納付されない場合は延滞税等が発生しますのでご注意ください。

◆必要書類：

- ①事業主本人の個人番号（マイナンバー）確認書類
 - ②源泉所得税の納付書等年末調整関係書類
 - ③貸金台帳（R3/1～R3/12の給与明細・源泉徴収簿等）
 - ④給与所得者の扶養控除（異動）申告書
 - ⑤給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
 - ⑥給与所得者の保険料控除申告書
- ※生命保険や年金、健康保険、地震保険、小規模企業共済等の掛金払込証明書を添付する必要があります。
- ⑦（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

◆手数料：基本料300円+作業量割200円×人数（税込）

〔＜重要＞確定申告書用紙に代わり「確定申告のお知らせ」はがきが送付されます〕

近年インターネットを利用した電子申告の普及拡大に伴い件数が増加し、税務署から送付される申告書用紙が利用される割合が年々低下しており、資源保護及び行政コストの観点から、国税庁からは申告書用紙の送付に代えて「**確定申告に必要な情報**」「**e-Tax等のご案内**」などを記載した「**確定申告のお知らせ**」はがき（又は通知書）が送付されます。

令和3年分の確定申告で必要となりますので、下記のはがき又は通知書が届きましたら**必ずお手元に保管**いただきますようお願いいたします。

お知らせはがき及びお知らせ通知書イメージ

お知らせはがき

「お知らせはがき」は、確定申告の受付期間中に、確定申告書をお送りいただく際に、必ずお送りください。

100-1013
「お知らせはがき」の用紙は、国税庁のホームページでダウンロードできます。

〒100-8501
東京都千代田区千代田 1-1-1

確定申告のお知らせ

「確定申告のお知らせ」は、確定申告書の提出期限が近づくと、国税庁のホームページでダウンロードできます。

100-1013
「確定申告のお知らせ」の用紙は、国税庁のホームページでダウンロードできます。

〒100-8501
東京都千代田区千代田 1-1-1

お知らせ通知書

「お知らせ通知書」は、確定申告書の提出期限が近づくと、国税庁のホームページでダウンロードできます。

100-1013
「お知らせ通知書」の用紙は、国税庁のホームページでダウンロードできます。

〒100-8501
東京都千代田区千代田 1-1-1

「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載

「電子申告（e-Tax）」に関する事項

○ 利用者識別番号

1234 1234 1234 1234

○ ダイレクト納付

利用あり

利用：利用継続の場合は、e-Taxのメッセージボックスで確認ください。

「青色」

○ 所得税及び復興特別所得税に関する事項

○ 申告の種類

○ 予定納税額（合計） 9,999,999,999 円

○ 振替納税利用

金融機関 国税銀行 財務支店

「消費税及び地方消費税に関する事項」

○ 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況

提出あり

○ 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況

提出あり

○ 「課税期間特別選択届出書」の提出状況

提出あり

○ 中間納付税額（合計） 9,999,999,999 円

○ 中間納付差額額（合計） 9,999,999,999 円

○ 振替納税利用

金融機関 国税銀行 財務支店

「国債」

○ 国債の購入状況

提出あり

○ 国債の売却状況

提出あり

○ 国債の償還状況

提出あり

○ 国債の利息収入状況

提出あり

○ 国債の利息支出状況

提出あり

○ 国債の利息収入額（合計） 9,999,999,999 円

○ 国債の利息支出額（合計） 9,999,999,999 円

○ 振替納税利用

金融機関 国税銀行 財務支店

新潟県消費動向調査 2021年冬期

【出典】第四北越リサーチ&コンサルティング(株) マンスリー (2021年12月号)

～今後半年間における消費支出動向・消費行動の変化～

新潟県内の個人消費関連の経済指標をみると、新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要を背景に、**食料品や日用品の販売増加が続いており、食品スーパーなどが堅調な推移を見せている。**一方、**外食や旅行・観光などのサービス業は厳しい状況が続きながらも緩やかな持ち直しの動きが見られており、足元の個人消費は持ち直しつつある。**

■今後半年間における消費支出が「増えそう」な項目

今後半年間の消費出について、「増えそう」と回答された項目の割合は「**食費（外食費を除く）**」が最も高く、43.8%となった（図表1）。以下「日用品（生活雑貨・消耗品等）」「住居費（修繕・維持管理費・家賃等）」などの順となっている。前回調査時と比較すると「日用品」「食費」などが低下する一方、「外食費」「旅行（国内・海外）」などの割合が上昇しており、**外出自粛の緩和傾向が見られる。**

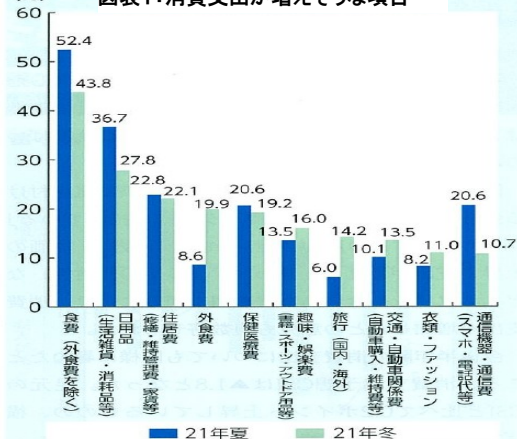
■今後半年間における消費支出が「減りそう」な項目

同時に「減りそう」と回答された項目の割合は「**外食費**」が最も高く、52.8%となった(図表2)。以下「旅行(国内・海外)」「衣類・ファッション」などの順となっている。前回調査時と比較して「**外食費**」「**旅行**」の割合が低下しており、**レジャー関連への支出の抑制傾向はやや弱まっている**ことがわかる。

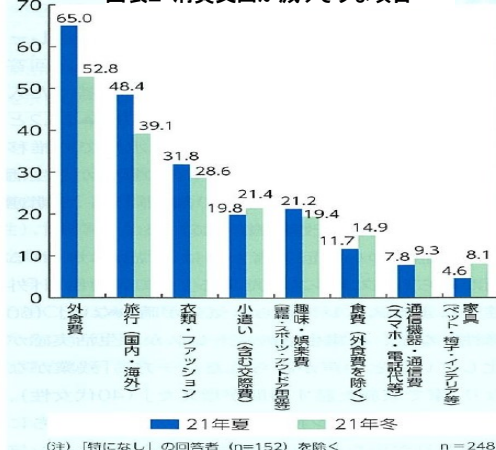
■半年前と比べた生活の変化（キャッシュレス決済の浸透）

消費行動について、半年前と比べた変化を尋ねると「キャッシュレス決済」の利用頻度について、「増えた」「やや増えた」との回答を合わせた『増加派』の割合が47.9%と、全体の約半数にも上っており、新型コロナウイルスの影響下にある中で、キャッシュレス決済が常用される決済手段として定着している様子がうかがえる。

図表1:消費支出が増えそうな項目



図表2:消費支出が減りそうな項目



「特集」電子帳簿保存法の改正 ～令和4年1月からこう変わる～

電子取引は電子データのまま保存することが求められます！！



電子帳簿保存法が令和4年1月1日より改正され、**電子取引の際の証憑書類（請求書、領収書等）を紙出力して保存することが認められなくなる**ことが大きなポイントとなっています。

(1) 保存方法の概要

区分ごとに求められる保存方法は下記の通りです。

改正前は、電子取引（メールで受領した見積書、領収等）については紙出力による保存が認められていましたが、**改正後は電子データとしての保存が求められます。**

区分	保存方法
①電子的に（請求管理ソフト等）作成した帳簿、請求書	出力した紙で保存または、電子データで保存する
②紙で受領、作成した請求書等	受領・作成した紙で保存または、スキャンした電子データで保存する
③電子取引	電子データで保存する

(2) 電子取引の対象とは

「電子取引」とは、電子で完結する取引のことを指し、データをメール送付した後に、**原本を紙で郵送するようなケースは電子取引には該当しません。対象となるのは、紙媒体を介さずに授受する電子データです。**

具体的には、メールに添付して送受信する請求書データや、ネットショッピングの際に、インターネット上からダウンロードする領収書等の証憑書類が該当します。

(3) 電子データ保存の要件

電子データ保存の際は、下記の「**真実性の要件**」と「**可視性の要件**」をそれぞれ満たす必要があります。

(1) 真実性の要件（※いずれか1つを満たす必要があります）

- ①タイムスタンプが付与されたデータを授受する
- ②データの授受後にタイムスタンプを付与する
- ③訂正や削除の履歴が確認できるシステムまたは、訂正や削除が行えないシステムでのデータ授受及び保存を行う
- ④「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規定」の策定、運用、備付

④の要件を満たすために必要な**事処理規程の記載例は、国税庁HP内に掲示されています。**

(2) 可視性の要件（※下記全ての要件を満たす必要があります）

- ①システムの概要を記した書類の備付（※自社で開発したプログラムを使用している場合のみ）
- ②見読可能装置（ディスプレイやプリンター等）の備付
- ③検索機能の備付（※取引年月日、取引金額、取引先を記載）

③の要件を満たすためには、**Excelで管理台帳を作成し、これらの検索項目を網羅する方法や、PDF等のファイル名に取引年月日、取引金額、取引先を入れて保存する**といった方法も認められています。

その他、本制度改正の詳細は国税庁HPをご確認下さい。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/ei/12.html>

～有期労働者の育児・介護休業の取得要件が緩和～ ＜育児・介護休業法の改正＞施行日：令和4年4月1日

仕事や育児を両立するため、柔軟に休業できる体制をつくることを目的として **育児・介護休業法の改正**されます。

本改正では、**有期雇用労働者（パート・アルバイト、契約社員など）の育児休業・介護休業の取得要件が緩和され、無期雇用で働いている人と同様の取得要件**となります。

＜現行制度＞有期雇用労働者の休業取得要件

- ①引続き雇用された期間が1年以上あること
- ②子どもが1歳6ヶ月までの間に契約満了することが明らかになっていないこと

＜改正後＞有期雇用労働者の休業取得要件

- 子どもが1歳6ヶ月までの間に契約満了することが明らかになっていないこと

※令和4年4月1日からは「**引き続き雇用された期間が1年以上あること**」の要件が撤廃されます。

また、育児休業が取得しやすくなるために**上司や本人に育休取得や復帰後についての研修や、相談窓口設置等の環境整備**することが義務付けられます。

◆詳細は厚生労働省HPよりご確認ください。

【厚生労働省 育児・介護休業法ページ】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

デザインパートナーをご紹介します！

クリエイティブマッチング事業



にいがた産業創造機構（NICO）では、県内企業の新商品開発やブランディングをサポートするために、**企業のパートナーとなるクリエイターを紹介する「クリエイティブマッチング」を実施しています。**



●支援内容（マッチングの流れ）

- ①NICOへ発注内容や予算等の情報を元に申込みを行う
- ②申込内容をもとに、クリエイターへ情報提供
- ③クリエイターからのマッチング応募をNICOが取り纏め
- ④NICO担当職員が同席の上、クリエイターと面談

●参加のメリット

- ①頼みたい仕事内容やクリエイターの得意分野などに沿って、**無料で能率的にデザイナーを探すことが可能**
- ②モノや型だけでなく、「**ブランディング**」の相談も可能

●所要期間・費用

- 所要期間：3～4週間程度（応募からマッチングまで）
- 費用：**無料**（マッチングまで）
※マッチング後はクリエイターと個別相談

●お問合せ先

（公財）にいがた産業創造機構

生活関連マーケティングチーム

TEL：025-250-6288 E-mail：design-c@nico.or.jp

1月の行事予定

4(火)～ 7(金)	源泉所得税「年末調整指導会」	村松商工会館
13(木)	商業部会主催経営講演会	村松商工会館
18(火)	新春経済講演会	村松商工会館
21(金)	税務署三者協議会	五泉商工会議所
22(土)	青年部事業「むらまつカルタ大会」	さくらんど会館
26(水)	青色申告会税務研修会	五泉商工会議所

『日本政策金融公庫貸付利率』(令和3年12月1日現在)

- ◆普通(一般)貸付…貸付限度額 4,800万円
 運転資金: 5年以内/2.06～2.55%
 設備資金: 10年以内/2.06～2.55%
- ◆新型コロナウイルス感染症特別貸付…貸付限度額 別枠8,000万円
 4,000万円以内: 当初3年間0.21% 3年経過後1.21%
 4,000万円超: 1.21%
 運転: 15年以内 設備: 20年以内 (ともに据置5年以内)
- ◆経営改善貸付…貸付限度額 2,000万円
 運転資金: 7年以内/1.21%
 設備資金: 10年以内/1.21%

コロナ関連融資制度の取扱期限が延長されます

コロナ禍の影響により厳しい経営状態にある事業者への資金繰り支援を目的としたコロナ関連融資制度の取扱いが、令和4年3月末まで延長されることとなりました。



つきましては、**本制度による融資をご検討される方は商工会までご相談下さい。**

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

◆融資対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来しており、下記の(1)または(2)のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復・発展することが見込まれる方

◆売上高減少要件

- 最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して**5%以上減少**している
- 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、**最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月の平均売上高**が下記①～③と比較して**5%以上減少**している

- ①過去3ヵ月の平均売上高
- ②令和元年12月の売上高
- ③令和元年10月から12月の平均売上高

◆その他

本制度の貸付限度額、貸付期間及び利率等については左記『日本政策金融公庫貸付利率』をご確認下さい。

【 予 告 】令和3年分所得税・消費税確定申告相談会の開催について

～必要書類等不備のないよう早めの準備をお願いします！～

個人事業者の所得税に係る青色申告等の決算・確定申告時期(2/16～3/15)が近付いてまいりました。商工会では、専門家(税理士)及び職員による「**決算・確定申告個別相談会**」を開催いたします。



令和3年分の確定申告を行うに当たり、**新型コロナウイルス感染症に関連した各種給付金を受給した場合は、給付金の交付決定通知書**を必ずご持参下さるようお願い致します。

なお、指導会の日程等詳細については別途案内文書にてお知らせ致します。

◆持参書類等(必ずご持参ください)

- ①令和3年分「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書(1月下旬に税務署から送付されます)
- ②令和3年分の売上・仕入・経費等を集計した帳簿等
- ③社会保険(国民年金・国民健康保険等)・生命保険・損害保険(地震保険)等の支払証明書
- ④給与・年金等の源泉徴収票
- ⑤前年分・前々年分の決算書・申告書の控え
- ⑥**コロナ関連給付金の交付決定通知書**
- ⑦事業主の個人番号カードまたは通知カード+運転免許証等
※申告手続きにおいて「個人番号(マイナンバー)」の記載が必要となります。必ずご持参ください。
- ⑧印鑑(認印で可)
- ⑨手数料(事務量に応じて納入いただきます)

商工会費・労働保険料
第3期分納入のお知らせ

第3期分の商工会費と労働保険料(事務委託事業所)の納入期日は下記のとおりです。

労働保険料につきましては、分納を申し込まれている事務委託事業所の方へ1月中旬に納入通知書を送付致しますので、通知書に記載の金額を期日までお納め下さい。

納入期日: 令和4年1月31日(月)

※口座振替実施日になります。現金納付の方は期日までに商工会へお納め下さい。

※代表者や振替口座に変更がある場合は商工会までお知らせ下さい。また、従業員の雇入れ・退職の事実があった場合は、雇用保険資格取得・喪失の手続き(別途手数料を頂戴します)を行いますので、随時お知らせ下さい。

1月の年金相談のご案内

主催年金事務所 (予約先電話番号)	会 場	相談日	時 間
新潟東年金事務所 (025-283-1014)	五泉市福祉会館	20(木)	10:00～15:00
	阿賀町役場本庁	26(水)	10:00～15:00

商工会員募集へのご協力のお願い

商工会では、商工会に加入していない事業者の方の加入促進を行っています。皆様の周りで商工会に未加入の方や新たに事業を創業予定の方、創業された方がおられましたら、商工会への加入をお勧めくださるようお願いいたします。